

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和6年度 事業及び総合評価について

町では、人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2060年における人口の将来展望1万2千人を実現するため、令和2年度に「第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、将来に向けた基本目標とその目標値に対する事業効果を検証しています。

この度、産業、教育、金融等の外部委員で構成する「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会」において、令和6年度に実施した事業の評価に加えて、今年度が現行の第2期総合戦略の最終年度にあたることから、令和3年度から令和6年度までの4年間を総括した総合評価を実施しましたので、その概要をご報告します。（※事業ごとの評価については、町公式HPをご覧ください。）

町HP



【事業評価の概要】

基本目標および政策分野ごとに設定したKPI*（重要業績評価指標）や個別事業の評価目標をもとに、令和6年度に実施した施策・事業の効果を検証し、基本目標の政策分野ごとに評価を行いました。また、令和3年度から令和6年度までの総合評価も同様に実施しています。

【評価の基準】

実施した事業をそれぞれ以下の5段階の基準で評価しました。

| | |
|---|---------------------------------|
| A | 事業の効果が大いに認められた |
| B | 事業の効果が一定程度認められる |
| C | 事業の効果は認められるものの一部見直しが必要 |
| D | 事業の効果があまり認められないので十分な見直しが必要 |
| E | 事業の効果が全く認められないので廃止を含めて抜本的見直しが必要 |

基本目標1 坂城町で働きたいと思える雇用・就業機会をつくる

| 各政策分野の評価 | 令和6年度評価 | 第2期評価 (R3~R6) |
|-----------------------------|---------|---------------|
| (1) 強みを活かした工業分野の強化 | B | B |
| (2) 多様な産業の創出支援 | A | A |
| (3) ブランド力の強化、競争力・付加価値向上への支援 | B | B |

基本目標2 結婚・妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てできる環境をつくる

| 各政策分野の評価 | 令和6年度評価 | 第2期評価 (R3~R6) |
|------------------------------------|---------|---------------|
| (1) 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための切れ目ない支援 | B | B |
| (2) 一人ひとりの成長を後押しする教育環境の充実 | B | B |
| (3) 時代の変化に対応できる子どもを育む教育環境の充実 | A | A |

基本目標3 移住・定住を促進して新たな人の流れをつくる

| 各政策分野の評価 | 令和6年度評価 | 第2期評価 (R3~R6) |
|----------------------------|---------|---------------|
| (1) 若者の地元への定着とU・I・Jターンの促進 | B | B |
| (2) 町内外への魅力発信による坂城町への愛着の醸成 | B | B |

基本目標4 生涯にわたり誰もが活躍できる安心・安全のまちをつくる

| 各政策分野の評価 | 令和6年度評価 | 第2期評価 (R3~R6) |
|--------------------------|---------|---------------|
| (1) 住民自治による自律した地域づくりの促進 | A | A |
| (2) 快適で安心、安全な生活を実現する環境整備 | B | B |
| (3) 健康で生涯いきいきと暮らせる環境づくり | B | B |

重点プロジェクト

| 各政策分野の評価 | 令和6年度評価 | 第2期評価 (R3~R6) |
|------------------------------------|---------|---------------|
| (1) 環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト | B | B |
| (2) 新たな工業団地の造成を核にした雇用の創出プロジェクト | B | B |
| (3) 子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト | A | A |

次年度からは第3期総合戦略の新たな5年間が開始となりますが、事業検証は引き続き実施してまいります。ご不明な点などは、企画政策課まち創生推進室までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 企画政策課 まち創生推進室 ☎82-3111（内線241） 直通75-6211